

<p>現行 兵庫県 姫路市 姫路市男女共同参画推進条例 制定：平成 28 年 2 月 22 日 条例第 1 号 施行：平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>現行 兵庫県 川西市 川西市男女共同参画推進条例 制定：平成 27 年 6 月 30 日 条例第 25 号 施行：平成 27 年 7 月 1 日</p>	<p>現行 兵庫県 尼崎市 尼崎市男女共同参画社会づくり条例 制定：平成 17 年 12 月 27 日 条例第 59 号 施行：平成 18 年 7 月 1 日</p>
<p>○姫路市男女共同参画推進条例 平成 28 年 2 月 22 日 条例第 1 号</p>	<p>○川西市男女共同参画推進条例 平成 27 年 6 月 30 日 条例第 25 号</p> <p>目次 前文 第 1 章 総則(第 1 条—第 10 条) 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 11 条—第 21 条) 第 3 章 雑則(第 22 条) 付則</p>	<p>○尼崎市男女共同参画社会づくり条例 平成 17 年 12 月 27 日 条例第 59 号</p> <p>目次 前文 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条) 第 2 章 男女共同参画社会づくりを阻害する行為の禁止等(第 7 条・第 8 条) 第 3 章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的施策等(第 9 条—第 21 条) 第 4 章 申出等の処理(第 22 条・第 23 条) 第 5 章 尼崎市男女共同参画審議会(第 24 条) 第 6 章 雑則(第 25 条) 付則</p>
<p>個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれた我が国の基本原則である。</p> <p>この原則に基づき、国においては、これまで法令の整備をはじめ、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきた。</p> <p>本市においても、こうした国の動向や平成 11 年に制定された男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成 13 年に姫路市男女共同参画プランを策定するとともに、姫路市男女共同参画推進センター「あいめっせ」を開設し、男女平等に関する意識啓発や女性の社会への参画促進などに向けた男女共同参画の推進に関する施策を積極的に進めてきた。</p> <p>一方、昨今の少子高齢化の進行、社会経済情勢の急速な変化、地域社会や家族形態の変容、市民意識の多様化などに対応するため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく多様な生き方を選択することができるよう、より一層、男女共同参画を推進することが必要となっている。</p> <p>しかしながら、依然として、性別による固定的な役割分担意識とこれに基づく社会通念や慣行は根強く、また、現状では、政策、方針等の決定過程における男女の参画</p>	<p>すべての人は個人として尊重され基本的人権が保障されるとともに、法の下に平等であることが日本国憲法でうたわれ、私たちはそれを学び知っています。男女共同参画社会の理念は、この憲法の精神を日々の暮らしの隅々にまで浸透させ、根づかせるひとつの道筋です。同時に、その実現は、女性に対するあらゆる差別撤廃を掲げ、女性の社会的地位向上に努めている国際的な動きと共にあります。</p> <p>私たちのまち川西市は、風光明媚な里山など豊かな自然に恵まれた環境の中で、有形、無形の財産を受け継ぎ、育みながら歴史を紡いできました。そして、誰もが幸福な生活を願い、努力を重ね、今日までの発展を遂げてきました。</p> <p>また、本市は兵庫県内でいち早く「婦人センター」を創設するなど、早くから男女共同参画の推進に取り組んできました。しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、私たちが向き合うべき多くの課題が残されています。</p> <p>さらに、女性が社会でいきいきと活躍することは、少子高齢化が加速し人口が減少していく状況において、経済の活性化や地域活力の向上に大きく貢献することになり</p>	<p>私たちの生活の隅々に人権尊重の精神が行き渡り、すべての人々が、一人一人を大切にし、多様な価値観や生き方を認め合い、男女が共に支え合う社会の実現は、市民共通の願いである。</p> <p>我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法の制定等男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。</p> <p>本市においても、男女共同参画社会づくりの指針となる計画を策定し、様々な施策を実施してきたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として残っており、女性の人権を侵害する行為も絶えないことから、男女平等の実現にはなお一層の努力が必要とされている。</p> <p>更に、少子高齢化の進行等社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある地域社会を構築するため、本市の恵まれた立地条件、社会基盤等を活用しつつ、「男女が共に働きやすいまち」、「男女が共に子育てをしやすいまち」、「配偶者等からの暴力を許さないまち」を目指すうえでも、男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同</p>

<p>状況にも偏りがあり、更には、女性に対する暴力や性別に起因する人権侵害など、男女共同参画社会の実現には、まだ多くの課題が解決されずに残されている。</p> <p>これらの認識の下に、世界文化遺産・国宝姫路城を誇り、豊かな自然環境、多くの伝統文化を継承しながら発展を遂げてきた「ふるさと・ひめじ」が、更に内外に開かれ、あらゆる者が個人として尊重される、時代にふさわしい都市としての成長を持続していくため、ここに、全ての者が協働して、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及びその他の者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。</p>	<p>ます。</p> <p>こうした状況を踏まえ、男女の区別なく誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画できると同時に、均等にその成果を享受し、責任を担う男女共同参画社会を実現させることが重要です。</p> <p>ここに私たちは、様々な世代が集う中で、性別にかかわらず多様な価値観や生き方を認め合い、互いに尊重することを通して、「このまちに住んで良かったと誰もが実感できる社会」を実現するためにこの条例を制定します。</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。</p>	<p>参画社会の実現が求められている。</p> <p>ここに、私たちは、市、市民及び事業者が共に、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりに関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。</p> <p>(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。</p> <p>(4) 事業者 市内に事務所、事業所等を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(5) 市民団体 市民を主たる構成員とし、市内において市民のための自発的で自律的な活動を行う団体をいう。</p> <p>(6) 市民等 市民、事業者及び市民団体をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。</p> <p>(2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。</p> <p>(3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他団体をいう。</p> <p>(4) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人又は法人その他団体をいう。</p> <p>(5) 市民公益活動団体 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO等の団体をいう。</p> <p>(6) セクシュアル・ハラスメント 性</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画社会づくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。</p> <p>(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>(3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。</p>

<p>(7) 教育関係者 市内の学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において行われる教育及び保育に携わる者をいう。</p>	<p>的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。</p> <p>(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(配偶者であった者を含む。)又は交際相手等親密な関係にある者(親密な関係にあった者を含む。)の間で行われる身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。</p> <p>(8) 性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。</p> <p>(9) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>(10) ワーク・ライフ・バランス 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域生活等との調和を保ち、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できることをいう。</p>	
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと及び男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されること並びに多様な性のあり方も含めたあらゆる人の人権が尊重され、配慮されること。</p> <p>(2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。</p> <p>(3) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。</p> <p>(4) 家族の構成員が性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 市並びに市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体(以下「市民等」という。)は、次に掲げる基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するものとする。</p> <p>(1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けないこと、それぞれの能力を発揮する機会が確保されること。</p> <p>(2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動を制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。</p> <p>(3) 男女が、対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び意思決定に共同して参画する機会が確保されること。</p> <p>(4) 男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職場、学校、地域その他の社会における活動と</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 男女共同参画社会づくりにおける基本理念(以下「基本理念」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。</p> <p>(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会づくりを阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう配慮されること。</p> <p>(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動の方針の立案及び決定に共同して参画する機</p>

<p>における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。</p> <p>(5) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会における取組が勘案され、その動向が配慮されること。</p> <p>(6) 女性には妊娠及び出産の機能が備わっていることが十分に配慮され、これによる差別がなされないこと、あらゆる人の性と生殖に関する意思が尊重されること並びに生涯にわたる健康の保持及び増進が図られること。</p> <p>(7) 市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自主的かつ自発的に男女共同参画の推進のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むことができるようにすること。</p> <p>(8) 男女が性別によることなく、その置かれている立場を含むあらゆる状況の下で、自らの責任において多様な選択を行うことが保障されること。</p>	<p>を両立できるよう配慮されること。</p> <p>(5) 男女が、対等な関係の下に、互いの性に対する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思を尊重し、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。</p> <p>(6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することから、国際的な協調の下に行うこと。</p>	<p>会が確保されること。</p> <p>(4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。</p> <p>(5) 男女共同参画社会づくりは、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。</p> <p>(6) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるよう配慮されること。</p> <p>(7) 地域社会を構成する市民一人一人が、互いの人権を尊重の上、主体的かつ自律的に男女共同参画社会づくりのための活動に参画し、共に取り組むこと。</p>
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。</p> <p>2 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。</p> <p>3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めなければならない。</p> <p>4 市は、事業者の模範となるよう率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、職員一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう努めなければならない。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。</p> <p>2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民等と協働するとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければならない。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画促進施策」という。)を策定し、及び実施しなければならない。</p> <p>2 市は、男女共同参画促進施策以外の施策で男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められるもの(以下「男女共同参画影響施策」という。)の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会づくりの視点に立って的確に対処しなければならない。</p> <p>3 市は、男女共同参画促進施策及び男女共同参画影響施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)と連携して取り組まなければならない。</p>
<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めな</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに関する理解を深め、男女共同参画社会づくりに主体的かつ自律的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画促進施策に協力するよう努めなければならない。</p>

<p>ればならない。</p>		
<p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職場における活動と、家庭、地域等における活動とを両立できる職場環境の整備に努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画促進施策に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>(市民団体の責務)</p> <p>第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が対等に参画することができる体制その他男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(教育関係者の役割)</p> <p>第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(性別による差別的取扱い等の禁止)</p> <p>第7条 何人も、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 性別による差別的取扱い</p> <p>(2) セクシュアル・ハラスメント(職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性的な言動により相手方の生活の環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。)</p> <p>(3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為</p>
<p>(教育関係者の責務)</p> <p>第8条 教育関係者は、基本理念に配慮した教育及び保育を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(市民公益活動団体の役割)</p> <p>第8条 市民公益活動団体は、その運営及び活動において、基本理念にのっとり、男女が平等に参画する機会を確保できるよう努めるものとする。</p> <p>2 市民公益活動団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(公衆に表示する情報に関する留意)</p> <p>第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。</p>
<p>(性別による権利侵害の禁止)</p> <p>第9条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(継続的な人間関係において優位な力関係を背景に相手の意に反して性的な言動を行うこと又は当該言動を受けた者の対応によってその者に利益若しくは不利益を与えることをいう。)、ドメスティック・バイオレンス(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者に対して</p>	<p>(性別による権利侵害の禁止)</p> <p>第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。</p> <p>2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。</p> <p>3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。</p> <p>4 何人も、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。</p>	<p>(男女共同参画計画)</p> <p>第9条 市長は、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画促進施策の大綱</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項</p> <p>3 市長は、男女共同参画計画を策定しようとするときは、あらかじめ尼崎市男女</p>

<p>身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をいう。)その他の性別の違いを背景とした権利侵害を行ってはならない。</p>		<p>共同参画審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。</p> <p>5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。</p>
<p>(公衆に表示する情報に関する留意)</p> <p>第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。</p>	<p>(公衆に表示する情報に関する配慮)</p> <p>第10条 何人も、公衆に情報を表示する際には、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、又は助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。</p>	<p>(年次報告)</p> <p>第10条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を取りまとめた年次報告を作成し、これを公表するものとする。</p>
<p>(姫路市男女共同参画プラン)</p> <p>第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画である姫路市男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、プランを定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、姫路市男女共同参画審議会(第21条第1項に規定する姫路市男女共同参画審議会をいい、同項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>3 市長は、プランを定めたときは、速やかに公表するものとする。</p> <p>4 前2項の規定は、プランの変更について準用する。</p>	<p>(男女共同参画計画)</p> <p>第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更するに当たっては、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)別表に規定する川西市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。</p>	<p>(調査研究)</p> <p>第11条 市は、男女共同参画促進施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。</p>
<p>(施策の策定等に当たっての配慮)</p> <p>第12条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。</p>	<p>(報告書の作成)</p> <p>第12条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の進捗状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。</p>	<p>(市民等の意見の反映)</p> <p>第12条 市は、男女共同参画促進施策の策定及び実施に当たり、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。</p>
<p>(市民等の理解を深めるための措置)</p> <p>第13条 市は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(調査研究)</p> <p>第13条 市は、男女共同参画の推進に関する効果的な施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。</p>	<p>(財政上の措置)</p> <p>第13条 市は、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>(附属機関等における構成員の男女の比率)</p> <p>第14条 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員の委嘱、任命等をしようとする場合には、男女それぞれの構成員の数がその総数の10分の4以上となるよう努めるものとする。</p>	<p>(施策の策定等に当たっての配慮)</p> <p>第14条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。</p> <p>2 市は、施策の立案、決定その他の機会において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置を講ずる</p>	<p>(男女共同参画社会づくりに関する教育の推進)</p> <p>第14条 市は、男女共同参画社会づくりを促進するため、学校教育及び社会教育において、必要な措置を講ずるものとする。</p>

	よう努めるものとする。	
(情報収集等) 第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。	(広報活動等) 第15条 市は、男女共同参画の推進について、市民等の関心及び理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。	(市民等の理解を深めるための措置) 第15条 市は、男女共同参画社会づくりに関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。
(市民等に対する支援) 第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。	(活動への支援) 第16条 市は、市民等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。	(市民等に対する支援) 第16条 市は、男女共同参画社会づくりの促進に関する活動を行う市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
(推進体制の整備) 第17条 市は、男女共同参画の推進のため、財政上の措置を含め、必要な体制を整備するものとする。	(教育及び学習の機会) 第17条 市は、家庭、学校、社会その他のあらゆる教育及び学習の機会において、男女共同参画の基本理念の啓発及び実践に努めるものとする。	(家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援) 第17条 市は、家族を構成する男女が共に、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動と職域、学校、地域等における活動とを両立して行うことができるよう必要な支援を行うものとする。
(苦情等の申出への対応) 第18条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合には、適切に対応するものとする。 2 市は、前項の申出に対応するに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。 3 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、市民等から相談があった場合には、関係機関と連携して、当該相談に適切に対応するよう努めるものとする。	(防災及び減災の分野における施策の推進) 第18条 市は、災害復興を含む防災及び減災の分野において、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策及び被災者支援を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。	(事業者等への支援等) 第18条 市は、事業者に対し、職場等の環境の整備その他の男女共同参画社会づくりに関する取組を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。 2 市は、商工業その他の分野における個人で営まれる事業において、家族のうち当該事業に従事している者に対し、その役割が適正に評価され、経営の方針及び手法の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されるよう情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。 3 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会づくりの状況に関する調査について協力を求めることができる。 4 市長は、第1項に規定する取組を積極的に行う事業者を表彰することができる。
(年次報告) 第19条 市長は、毎年度、プランに基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。	(仕事と生活の調和の推進) 第19条 市は、男女が共に仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発等の活動との調和を図ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの視点に立った必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	(市における男女共同参画の機会の確保) 第19条 市は、女性職員の職域の積極的な拡大及び能力開発に努めるものとする。 2 市は、附属機関その他これに準じるものの委員を委嘱し、又は任命するときは、男女の数の均衡に努めるものとする。
(拠点施設) 第20条 市は、姫路市男女共同参画推進センター(姫路市男女共同参画推進センター条例(平成13年姫路市条例第4号)	(拠点施設) 第20条 市は、川西市男女共同参画センター(川西市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成14年川西	(配偶者等からの暴力の防止等) 第20条 市は、関係機関と連携して、配偶者等からの暴力の防止に努めるとともに、当該暴力の被害を受けた者を保護

<p>第1条の規定に基づき設置された施設をいう。)を、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるための措置を講じ、及び市民等の自主的な取組を支援するための拠点施設とする。</p>	<p>市条例第15号)に基づき設置された施設をいう。)を、男女共同参画を推進するための拠点施設とする。</p>	<p>し、及び自立を支援するため必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(姫路市男女共同参画審議会) 第21条 この条例によりその権限に属することとされた事項を行うとともに、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として姫路市男女共同参画審議会を置く。 2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができる。 3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 4 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(苦情等への対応) 第21条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し、市民等から苦情又は意見の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な対応をとるものとする。 2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為に関し、市民等から相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとする。 3 市長は、前2項に規定する苦情等への対応について必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。</p>	<p>(推進員等) 第21条 市長は、必要があると認めるときは、男女共同参画促進施策の円滑な実施を図るため、推進員等を置くことができる。</p>
<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>第3章 雑則 (委任) 第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(申出等の処理) 第22条 市民等は、市長に対し、市が実施する男女共同参画促進施策若しくは男女共同参画影響施策について改善等を申し出、又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会づくりを阻害する人権侵害行為について相談することができる。 2 市長は、前項の規定による申出又は相談(以下「申出等」という。)があったときは、必要に応じ、尼崎市男女共同参画申出処理委員(以下「申出処理委員」という。)の意見を聴いた上で、速やかに当該申出等を適切に処理するため必要な措置を講ずるものとする。 3 市長は、前項の規定による措置を講ずるに当たり、必要があると認めるときは、あらかじめ尼崎市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。</p>
<p>(経過措置) 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として定められている姫路市男女共同参画プラン2022(平成25年3月策定)は、第11条の規定により定められたプランとみなす。</p>	<p>付 則 この条例は、平成27年7月1日から施行する。</p>	<p>(申出処理委員) 第23条 前条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査させるため、申出処理委員を置く。 2 申出処理委員は、3人以内とし、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。 3 申出処理委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</p>



		4 補欠の申出処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 [略]		<p>第5章 尼崎市男女共同参画審議会 (尼崎市男女共同参画審議会)</p> <p>第24条 第9条第3項及び第22条第3項の規定によりその権限に属させられた事項その他男女共同参画社会づくりの促進に関する重要な事項を調査審議させるため、尼崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、委員12人以内で組織する。</p> <p>3 委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。</p> <p>4 委員は、学識経験者、市議会議員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p>
		<p>第6章 雑則 (委任)</p> <p>第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
		<p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第9条、第10条及び第5章の規定 平成18年4月1日</p> <p>(2) 第4章の規定 規則で定める日</p>